

V 食品産業

1 中山間地域活性化資金

資金の目的

本資金は、土地条件の制約等から総じて農業の生産条件が不利な中山間地域について、その地域の特性を活かした農林漁業の総合的な発展を図るため、地域の農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用並びに担い手の定住化の促進を図ることを目的としています。

加工流通施設、保健機能増進施設及び生産環境施設の三つの資金で構成されています。

1 加工流通施設

(1) 資金の
使い途

中山間地域の農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工の事業又は中山間地域の農林畜水産物若しくはその加工品の集荷、販売、提供の事業であって次の表に掲げるもの。

融資対象事業	資金使途
① 新商品・新技術の研究開発又は利用	ア 建物、構築物、機械及び装置並びにこれらに附帯する施設の改良、造成又は取得
② 需要の開拓	イ 試験研究費（人件費を含みます。）等の費用 ウ 特許権、実用新案権等の支出

具体的には、

① 新商品・新技術の研究開発又は利用

…中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を原料又は材料として使用して、消費者ニーズに応じた新しい商品の生産、商品の品質向上、コスト低減のための新しい技術の導入などを図る事業

② 需要の開拓

…アンテナショップ、展示販売施設等を設置することにより、中山間地域の農林畜水産物又はその加工品の新たな需要を開拓する事業

上記の事業を実施することにより、中山間地域の農林畜水産物又はその加工品の調達量を事業実施後（中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は最初の使用後）5年以内におおむね20%以上増加させることが確実と見込まれることが要件となっています。

なお、製造・加工施設との同時整備であって一定の要件を満たした場合は、木質バイオマス発電施設についても融資の対象になりますが、売電のみの事業を行う場合は融資の対象になりません。

(2) 借入者の
資格

(1)の事業を営む者

次の点が要件となっています。

- ア 中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等が締結されていること。
- イ 中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は、3以上の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等が締結されていること。
- ウ 融資対象事業が販売（飲食提供を含みます。）の事業の場合は、次の要件を満たす者であること。

融資対象事業	会社の場合	個人の場合	備考
食肉卸売業	資本金7,000万円超 かつ 常時使用従業員100人超	常時使用従業員 100人超	農林漁業を主として営む者であって、自ら生産したもの又はその加工品を主たる販売品目としている者を除きます。
飲食店 食肉小売業	資本金5,000万円超 かつ 常時使用従業員50人超	常時使用従業員 50人超	
食肉以外の 卸売業	資本金3,000万円以上	常時使用従業員 100人以上	農林漁業を併せ営む者を除きます。
上記以外の 販売業	資本金1,000万円以上	常時使用従業員 50人以上	

※中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

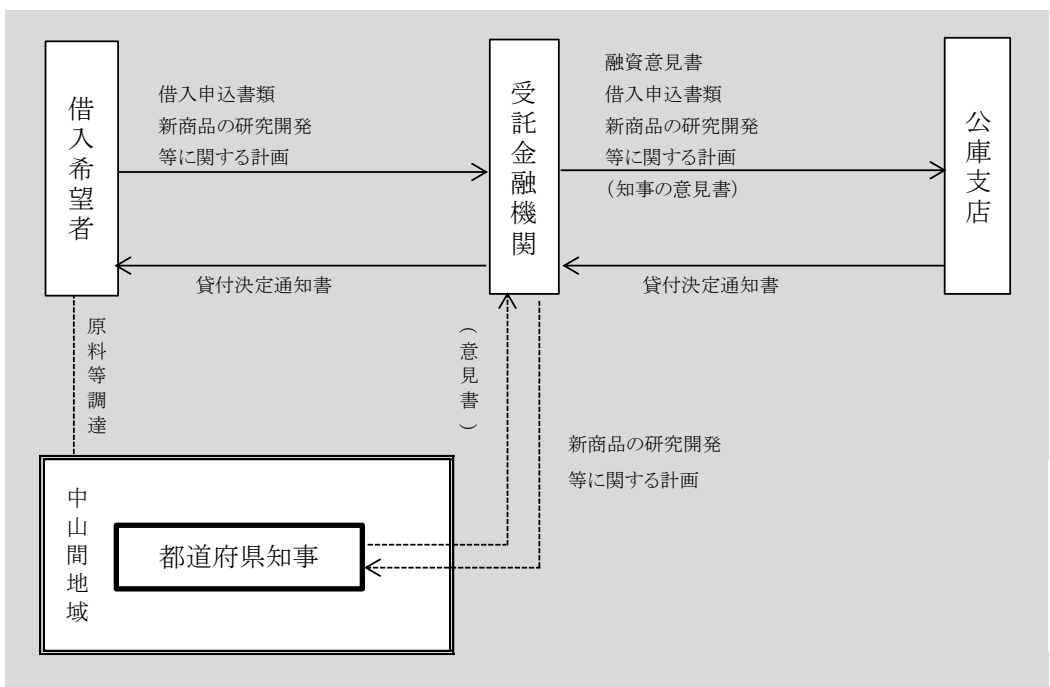
判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000万円以下 又は 50人以下	
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下	
卸売業	1億円以下 又は 100人以下	
その他の業種	3億円以下 又は 300人以下	

(3) 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10年超 15年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(4) 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



当該事業計画が原料等供給地である中山間地域の農林漁業の振興に資するものであるか否かについて、必要に応じ当該中山間地域を管轄する都道府県知事の意見を聞くこととなっています。

2 保健機能増進施設

(1) 資金の
使い途

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものの改良・造成・取得
これらの施設を設置するための特別の費用又は権利の取得も対象にできます。
「農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設」とは、農林漁業資源と一体的に利用される次のア～イの施設です（保健機能増進施設といいます。）。

ア 体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間テニスコート、林間キャンプ場、林間フィールド・アスレチック、林間鳥獣等保護観察施設、森林植物園、林間あずまや、林間コテージ、林間リフト、林間遊歩道、森林浴施設、森林資源活用温泉保養施設、釣り場、潮干狩場、体験漁業施設、遊漁船等利用施設、漁場観察施設及びこれに準ずる施設

イ アの施設と密接な関連性を有し、かつ付随的なものである次の施設
便所、更衣室、駐車場、案内所、管理施設、休養施設、体験学習施設、土産物店（主として中山間地域農林畜水産物又はその加工品を扱うものに限り）、食品供給施設（主として中山間地域農林畜水産物又はその加工品を販売し、又は飲食の用に供するものに限り）等

次に掲げる施設は対象にできません。

遊園地，ゲレンデスキー場，ゴルフ場，ゴルフ練習場，テニスコート（林業者が都市計画区域外の森林内に設置する場合以外），フィットネス施設，ダイビング施設，マリナー，ホテル，旅館，ショッピングセンター，ショッピングモール，学習塾，カルチャーセンター，釣堀及びこれに準ずる施設

森林資源を利用した保健機能増進施設については施設と一体的に利用される森林の内容ごとに次のことが要件となっています。

施設と一体的に利用される森林の内容		適用される要件
施設敷地を含めた森林面積がおおむね30ha以上		森林の保健機能の増進に関する特別措置法6条3項の要件
上記の面積がおおむね30ha未満	「公衆の保健」を目的に指定された保安林	「保安林及び保安施設地区の指定，解除の取扱いについて」第4の5の(9)の別表の2の(1)～(8)に掲げる要件
	「公衆の保健」以外の目的に指定された保安林	森林法26条による保安林の解除の要件
	保安林以外の森林	森林法10条の2による開発行為の許可の要件

各要件の具体的内容等は公庫支店にご照会ください。

(2) 借入者の資格

次のいずれかに該当する者であって(1)の事業を営む者

ア 農林漁業者又は農林漁業者の組織する法人・団体

イ 上記アの者と農林漁業資源の利用契約，生産物の採取契約等を締結している者

農林漁業を主として営まない者が生活衛生関係営業に関する施設を設置する場合は，次の要件を満たすこと。

業種	会社の場合	個人の場合
食肉卸売業	資本金5,000万円超 かつ 常時 使用従業員50人超	常時使用従業員50人超
飲食店 食肉小売業	資本金7,000万円超 かつ 常時 使用従業員100人超	常時使用従業員100人超

※中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合，従業員の条件のみ）です。なお，協同組合等は，以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし，公庫法第2条第3号に列举されていない者（以下，例示）は，規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人，社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。），有限責任事業組合（LLP）

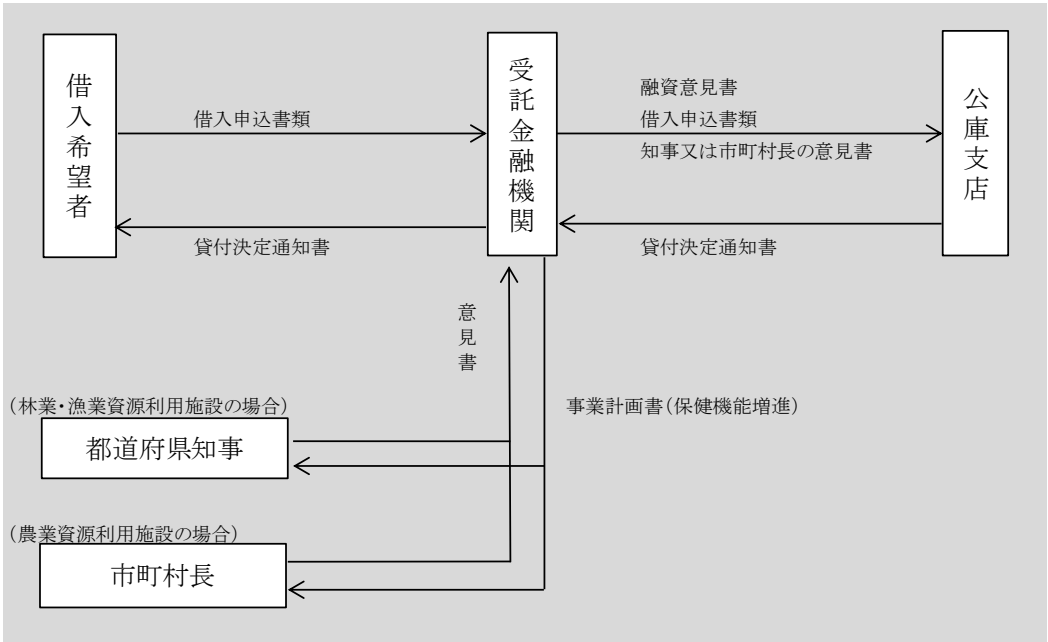
判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000 万円以下 又は 50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下	
卸売業	1 億円以下 又は 100 人以下	
その他の業種	3 億円以下 又は 300 人以下	

(3) 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10 年超 15 年以内	3 年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(4) 借入申込み
から貸付けに
至るまでのプ
ロセス



当該事業計画が地域の農林漁業振興方針と調和のとれたものであるか否かについて、都道府県知事又は市町村長の意見を聞くこととなっています。

3 生産環境施設

(1) 資金の 使い途

中山間地域内における農林漁業活動管理休養施設，多目的研修集会施設，農林漁業従事者健康増進施設，農林漁業集落総合施設，農山漁村広場施設，農林漁業技術拠点施設，農林漁業情報連絡施設，農林漁業廃棄物処理施設，農山漁村生活廃棄物処理施設，簡易給排水施設，生活安全保護施設，融雪・除雪施設，集落道，農林漁業施設関連道又は駐車施設の改良，造成，復旧又は取得

(2) 借入者の 資格

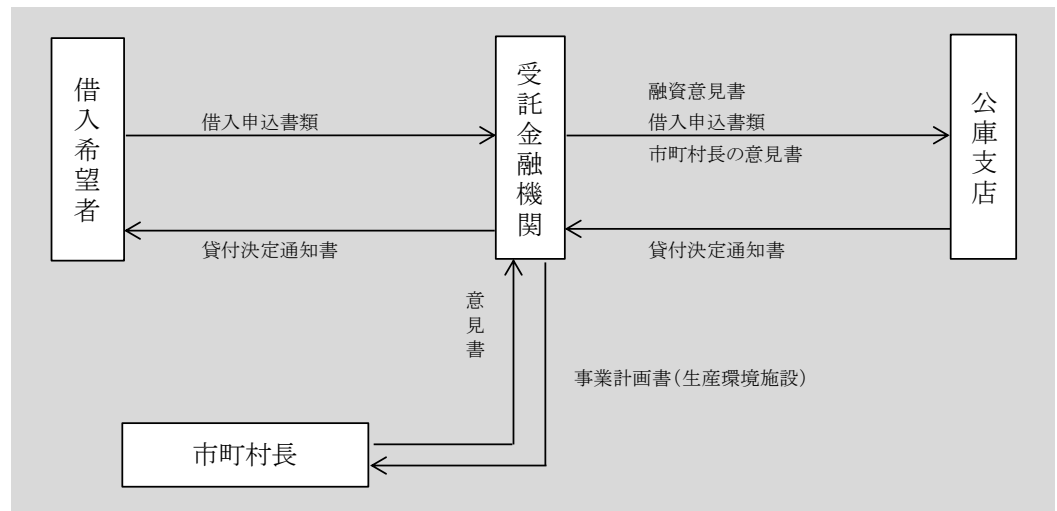
農林漁業者の組織する法人
第三セクター（農林漁業者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で，農林漁業の振興を目的とするものを含みます。）

(3) 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
25 年以内	8 年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%

※ 最新の貸付利率は，公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(4) 借入申込み から貸付に 至るまでのプ ロセス



当該事業計画が地域の農林漁業の振興に資するものであるか否かについて，市長村長の意見を聞くこととなっています。

2 食品流通改善資金（卸売市場近代化施設）

- | | |
|--------------|--|
| 1 資金の目的 | 本資金は、卸売市場の近代化のための施設の整備等を促進することを目的としています。 |
| 2 資金の
使い途 | <p>卸売市場施設、卸売業者施設、仲卸業者施設の改良、造成又は取得</p> <p>ア 卸売市場施設</p> <p>付設集団売場を含む卸売市場の業務に必要な施設（場内運搬機械以外の運搬機械を除きます。）</p> <p>（注） 1 卸売市場は消費地市場及び水産物産地卸売市場に限ります。</p> <p>2 水産物産地卸売市場は、水産業協同組合以外の者が開設する市場の施設に限ります。</p> <p>イ 卸売業者施設</p> <p>倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎、場内事務所</p> <p>（注） 水産物産地卸売市場の卸売業者施設は、水産業協同組合以外の者が開設する卸売市場の水産業協同組合以外の卸売業者に係る施設に限ります。</p> <p>ウ 仲卸業者施設</p> <p>倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎、仲卸店舗設備</p> <p>（注） ①仲卸業者の経営の統合の場合、②事業協同組合等の法人組合が仲卸店舗設備を取得する場合には別途要件があります。詳しくは公庫支店にご照会ください。</p> |
| 3 借入者の
資格 | <p>卸売市場の開設者（地方公共団体を除きます。）、卸売業者、仲卸業者、卸売業者等の組織する法人</p> <p>※中小企業者に限ります。</p> <p>中小企業者とは、サービス業（卸売市場開設業）を主たる事業とする事業者にあつては、①資本金が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社、②常時使用する従業員の数が100人以下の個人、③協同組合等をいいます。</p> <p>また、卸売業を主たる事業とする事業者にあつては、①資本金が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社、②常時使用する従業員の数が100人以下の個人、③協同組合等をいいます。</p> <p>ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。</p> <p>（例）農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）</p> |

4 貸付条件

資金の 使い途	償還期限 (据置期間を含みます。)	据置 期間	貸付限度額
卸売市場施設	10 年超 25 年以内	5 年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額 (限度額なし)
卸売業者施設, 仲卸業者施設	10 年超 15 年以内	3 年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 70%に相当する額 (限度額あり)【下表参照】

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

【表】資金の使い途が卸売業者施設、仲卸業者施設である場合の融資限度額
(特定市場を除きます。)

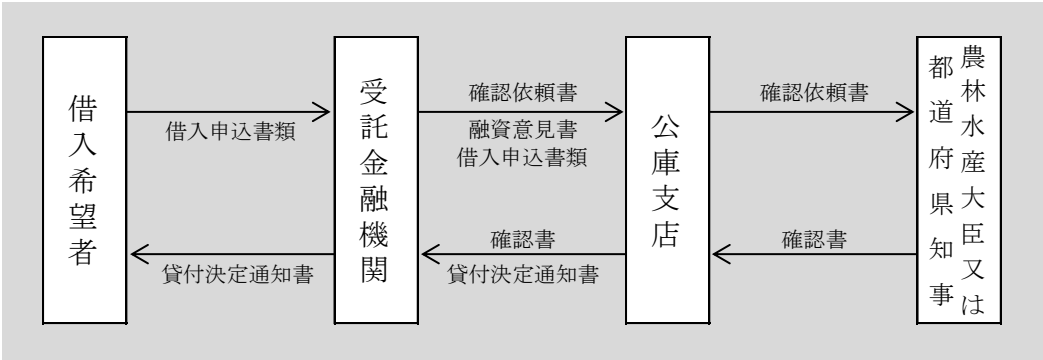
(金額単位：百万円)

卸売業者施設	小規模事業者（注 1）				小規模事業者以外			
	一般	加算額			一般	加算額		
		倉庫又は冷蔵庫を含む場合	高度情報処理施設（注 2）を含む場合			高度情報処理施設を含む場合		
	130	+300	+120		880	+200		

仲卸業者施設	一般				3 人以上共同事業，出資法人（注 3）				大規模組合（注 4）	
	一般	加算額			一般	加算額			一般	加算額
		倉庫又は冷蔵庫を含む場合	高度情報処理施設を含む場合	処理加工施設を含む場合		倉庫又は冷蔵庫を含む場合	高度情報処理施設を含む場合	処理加工施設を含む場合		
		39	+90	+70		+52	130	+90		

- (注) 1 資本金 1,000 万円以下の会社並びに従業員 50 人以下の会社及び個人
- 2 卸売業者施設又は仲卸業者施設の計算センターに含まれるものであって、卸売市場関係業者間のネットワーク化を図るのに必要な施設
- 3 3 人以上の仲卸業者が共同して行う事業又は 3 人以上の仲卸業者が出資する法人の行う事業
- 4 100 人以上の仲卸業者又は当該市場当該部門の仲卸業者の過半数の方が組織する法人組合

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



6 その他
税制上の特例措置

本制度では所要の税務手続きを行うと、税制上の特例措置が受けられます

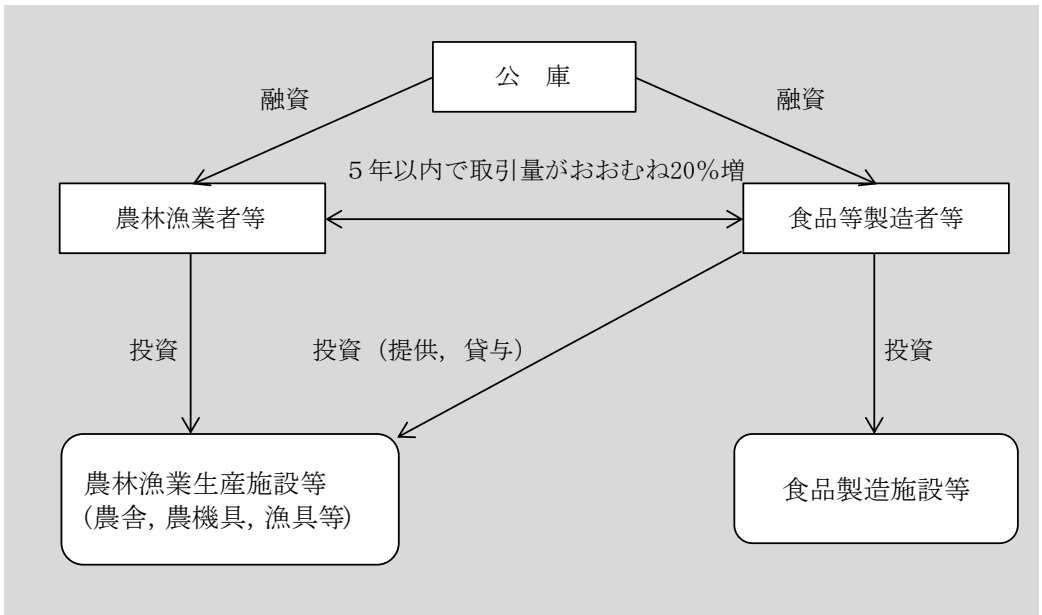
項 目	内 容
不動産取得税	特定の法人が、卸売市場の業務に係る共同利用施設（保管、加工または共同計算センター用施設）を取得した場合には、当該施設の価格に融資割合を乗じて得た金額または1／2を乗じて得た金額のいずれか低い額が課税対象価格から控除。

※地方税法附則第 11 条第 10 項・地方税法施行令附則第 7 条第 13 項

3 食品流通改善資金 食品等流通合理化事業施設 (食品等生産製造提携型施設)

- | | |
|--------------|--|
| 1 資金の目的 | 本資金は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等流通法」といいます。）に基づく制度資金で、原材料である農林水産物を含む食品の生産から製造又は加工に至る一連の流通工程を改善するため、食品等製造業者等及び農林漁業者等に連携の推進に必要な食品製造施設及び農林漁業生産施設等の整備を図ることを目的としています。 |
| 2 資金の
使い途 | <p>食品等製造業者等（注1）と農林漁業者等（注2）が認定計画（注3・4）に基づいて、食品等流通法第4条第2項第1号に規定する食品等流通合理化事業（食品等生産製造提携型施設）の実施に必要な次に掲げる施設の改良，造成若しくは取得，出資又は事業用資産の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産物の生産に必要な施設の改良，造成又は取得 ② 農林水産物の生産に必要な共同利用施設の改良，造成又は取得 ③ 農地所有適格法人への出資 ④ 農林漁業に関連する事業を行う法人の設立のための共同出資（注5） ⑤ 農林漁業者又は農業協同組合等（注6）が行う食品の製造又は加工に係る事業用資産の取得 ⑥ ①から⑤までの農林漁業投資と併せて行う食品の製造施設，流通施設等の改良，造成又は取得（注7） <p>（注） 1 食品等製造業者等とは、借入者の資格のア又はイに該当する者のことです。
 2 農林漁業者等とは、借入者の資格がウ，エ又はオに該当する者のことです。
 3 認定計画とは、次に掲げるものをいいます。以下同じ。
 a 食品等流通法第6条第2項に規定する食品等流通合理化計画
 b みどりの食料システム法第27条の規定により食品等流通法第7条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第23条に規定する認定計画（食品等流通法第2条第3項に規定する食品等の流通の合理化（以下「食品等の流通の合理化」といいます）に関する部分に限ります。）
 c みどりの食料システム法第41条の規定により食品等流通法第7条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第40条に規定する認定基盤確立事業実施計画（食品等の流通の合理化に関する部分に限ります。）
 4 認定計画には以下の内容が盛り込まれている必要があります。
 a 農林水産物の取引量が5年以内におおむね20%以上増加すること
 b 農林水産物の取引関係が5年以上継続すること
 5 食品等製造業者等と農林漁業者等とが共同して行うものに限ります。
 6 農業協同組合等とは、借入者の資格のエ又はオに該当する者のことです。</p> |

7 ⑥については、①から⑤までの農林漁業投資のいずれかを実施することを条件に、融資を受けることが可能となります。



3 借入者の
資格

ア 食品等製造業者

※中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

判断項目	資本金	従業員
主たる業種		
小売業・飲食店	5,000万円以下又は50人以下	
サービス業	5,000万円以下又は100人以下	
卸売業	1億円以下又は100人以下	
その他の業種	3億円以下又は300人以下	

イ 食品等製造業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、消費生活協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会

※それぞれ公庫法第2条第3号に規定される中小企業者に限ります。

ウ 農林漁業者

エ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

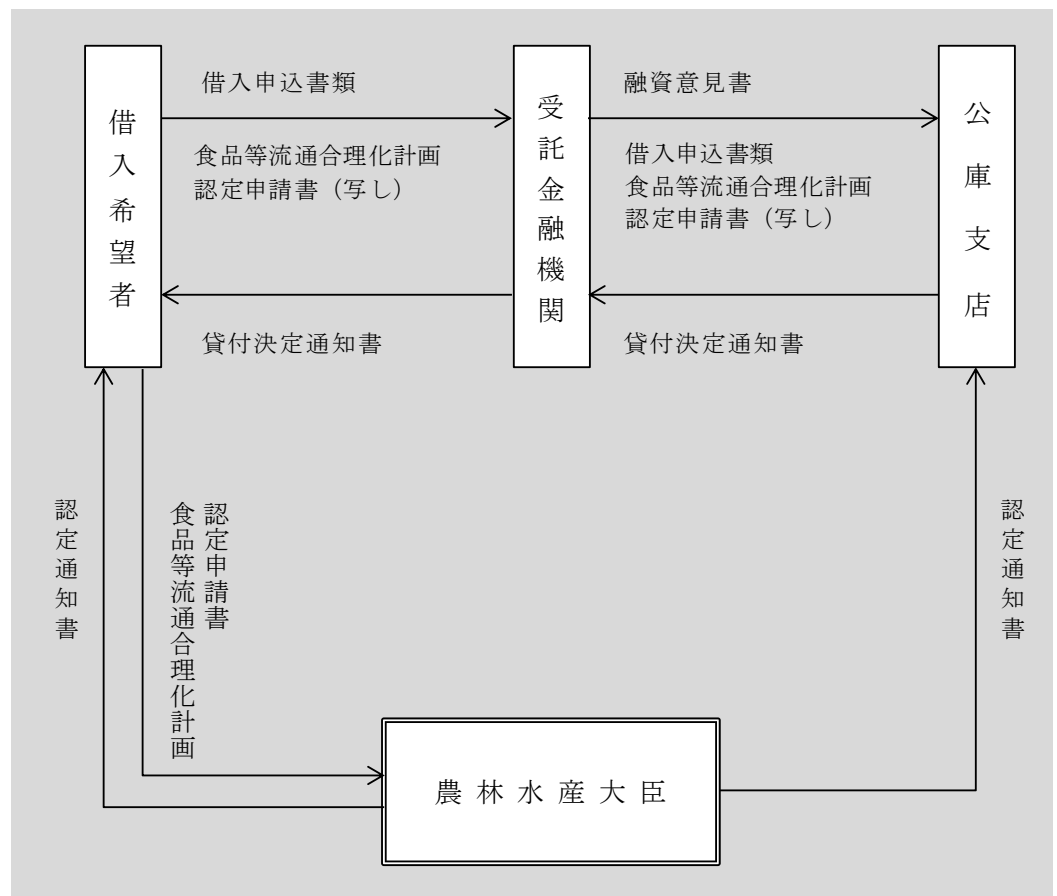
オ ウ又はエに該当する者がその資本金（基本財産を含みます。）につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を出資又は拠出している法人（ウ又はエに該当する者がその資本金（基本財産を含みます。）につき地方公共団体に係るものを含む全体の1／3以上を占めるものに限ります。）であって農林漁業の振興を目的とするもの

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
(1) 借入者の資格のア又はイに 該当する者 10年超25年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担 する額の80%に相当する額
(2) 借入者の資格のウからオま でに該当する者 25年以内		

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込み から貸付けに 至るまでのプ ロセス



※みどりの食料システム法における食品等流通法の特例を活用する場合は公庫等にご照会ください。

4 食品流通改善資金 食品等流通合理化事業施設

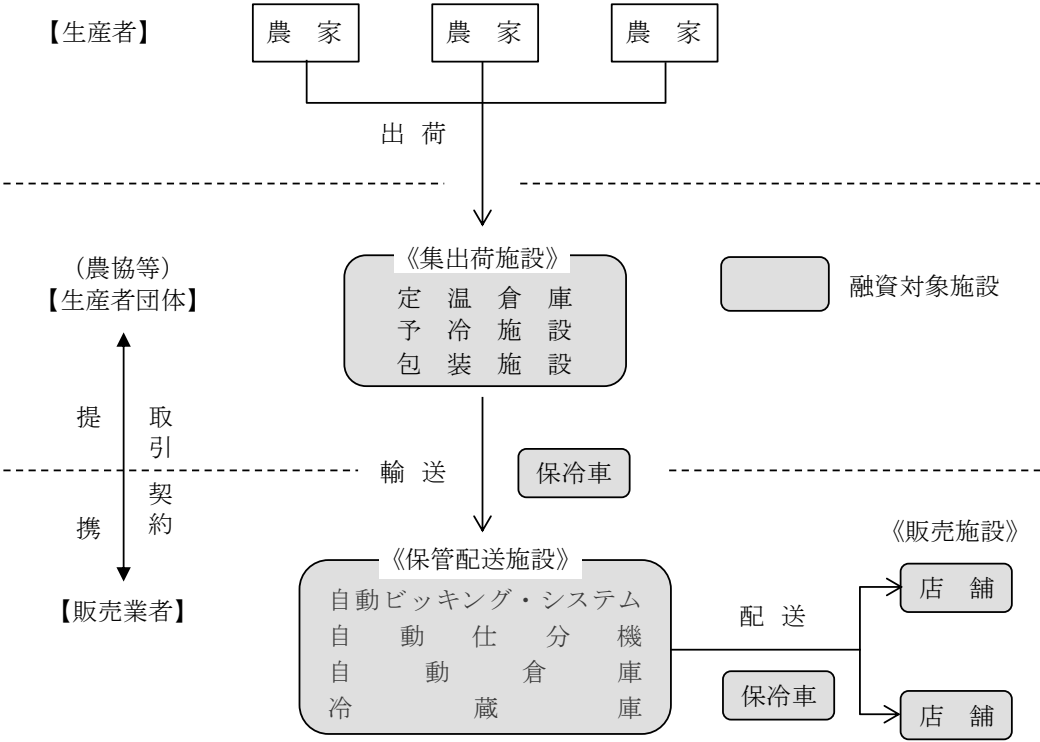
(食品等生産販売提携型施設)

- | | |
|--------------|---|
| 1 資金の目的 | <p>本資金は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等流通法」といいます。）に基づく制度資金で、消費者に対する品質の高い食品等の提供のために、食品等販売業者等と農林漁業者等が提携して、品質管理を行うための産地から小売段階まで一貫した流通システムを整備する事業を促進することを目的としています。</p> |
| 2 資金の
使い途 | <p>認定計画（注）に基づいて行う食品等流通法第4条第2項第1号に規定する食品等流通合理化事業（食品等生産販売提携型施設）であって、①、②及び④のすべての要件を満たすものを実施するために必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設若しくは販売施設又は①、③及び④のすべての要件を満たすものを実施するために必要な情報処理施設の改良、造成又は取得</p> <p>① 食品等（花きを含みます。）の品質の管理を適確かつ効率的に行うことを目的として、生産から小売に至る一連の流通过程の総合的な改善を図るために必要な事業であること。</p> <p>ただし、本事業の対象とする食品等は主として卸売市場外において取り扱われているものに限りします。</p> <p>② 流通新技術（認定計画に係る農林水産大臣の認定前3年以内に実用化された技術をいいます。）の導入を行うために必要な事業であること。</p> <p>③ 食品等の取引等の情報システム化を行うために必要な事業であること。</p> <p>④ 次の事項が認定計画に明記されており、かつ、確実に達成されると認められる事業であること。</p> <p>ア 取引量が事業実施後5年以内におおむね20%以上増加すること又は取引額が年間3,000万円以上となること。</p> <p>イ 食品等販売業者等と農林漁業者等（法第2条第2項の農林漁業者又は農業協同組合等をいいます。以下同じです。）との取引関係が5年以上継続すること。</p> <p>ウ 消費者の食品等に対する評価等の情報が食品等販売業者等からの確に農林漁業者等に提供され、かつ、農林漁業者等が当該情報に基づき生産方法等の改善を行うこと。</p> <p>エ 食品等販売業者等と農林漁業者等との契約の期間、取引量及び取引価格又は価格の基準が食品等流通合理化計画上明確であること。</p> <p>オ 当該食品等生産販売提携型施設が農林漁業の振興に資するものであること。</p> |

(注) 認定計画とは、次に掲げるものをいいます。以下同じ。

- 1 食品等流通法第6条第2項に規定する食品等流通合理化計画
- 2 みどりの食料システム法第27条の規定により食品等流通法第7条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第23条に規定する認定計画（食品等流通法第2条第3項に規定する食品等の流通の合理化（以下「食品等の流通の合理化」といいます）に関する部分に限ります。）
- 3 みどりの食料システム法第41条の規定により食品等流通法第7条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第40条に規定する認定基盤確立事業実施計画（食品等の流通の合理化に関する部分に限ります。）

生産者と販売業者の提携例（青果物の場合）



3 借入者の 資格

ア 食品等販売業者

※中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

（例） 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000万円以下又は50人以下	
サービス業	5,000万円以下又は100人以下	
卸売業	1億円以下又は100人以下	
その他の業種	3億円以下又は300人以下	

イ 食品等販売業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会

※ それぞれ公庫法第2条第3号に規定される中小企業者に限ります。

ウ 農林漁業者

エ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

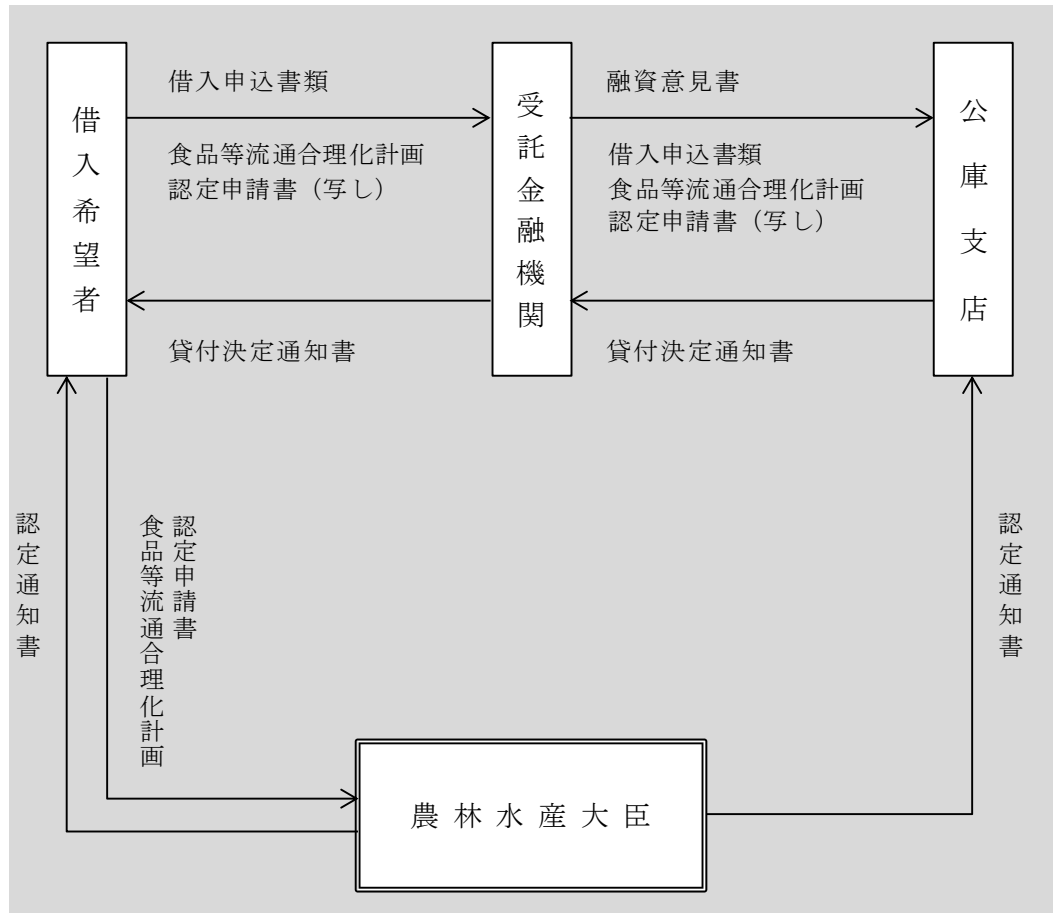
オ ウ又はエに掲げる者がその資本金（基本財産を含みます。）につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を出資又は拠出している法人（ウ又はエに掲げる者がその資本金（基本財産を含みます。）につき地方公共団体に係るものを含む全体の1/3以上を占めるものに限ります。）であって農林漁業の振興を目的とするもの

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
(1) 借入者の資格のア又はイに該当する者 10年超25年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額
(2) 借入者の資格のウからオまでに該当する者 25年以内		

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込み
から貸付けに
至るまでのプ
ロセス



※みどりの食料システム法における食品等流通法の特例を活用する場合は公庫等にご照会ください。

5 食品流通改善資金 食品等流通合理化事業施設

(卸売市場機能高度化型施設)

1 資金の目的	本資金は、卸売市場の機能高度化のための施設の整備等を促進することを目的としています。
2 資金の 使い途	認定計画（注）に基づいて行う食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等流通法」といいます。）第4条第2項第1号に規定する食品等流通合理化事業（卸売市場機能高度化型施設）の実施に必要な次に掲げるもの ① 品質管理保全施設 ② 定温輸送車 ③ 自動仕分け・搬送保管施設 ④ 加工・調製施設 ⑤ パッケージ施設 ⑥ 情報処理施設 ⑦ 営業の譲受け ⑧ 出資 ⑨ ①～⑦に係る特別の費用 （注） 認定計画とは、次に掲げるものをいいます。以下同じ。 1 食品等流通法第6条第2項に規定する食品等流通合理化計画 2 みどりの食料システム法第27条の規定により食品等流通法第7条の規定を適用する場合にあつては、みどりの食料システム法第23条に規定する認定計画（食品等流通法第2条第3項に規定する食品等の流通の合理化（以下「食品等の流通の合理化」といいます）に関する部分に限ります。） 3 みどりの食料システム法第41条の規定により食品等流通法第7条の規定を適用する場合にあつては、みどりの食料システム法第40条に規定する認定基盤確立事業実施計画（食品等の流通の合理化に関する部分に限ります。）
3 借入者の 資格	食品等流通合理化事業（卸売市場機能高度化型施設）を実施する次の者 - ア 卸売市場の開設者（資金の使い途の①～⑥，⑨）（地方公共団体を除きます。） - イ 卸売市場の卸売業者（資金の使い途の①～⑨） - ウ 卸売市場の仲卸業者（資金の使い途の①～⑨） - エ 卸売市場の仲卸業者が組織する事業協同組合及び事業協同小組合（資金の使い途の①～⑥，⑨）

※中小企業者に限ります。

中小企業者とは、サービス業（卸売市場開設業）を主たる事業とする事業者にあつては、①資本金が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社、②常時使用する従業員の数が100人以下の個人、③協同組合等をいいます。

また、卸売業を主たる事業とする事業者にあつては、①資本金が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社、②常時使用する従業員の数が100人以下の個人、③協同組合等をいいます。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

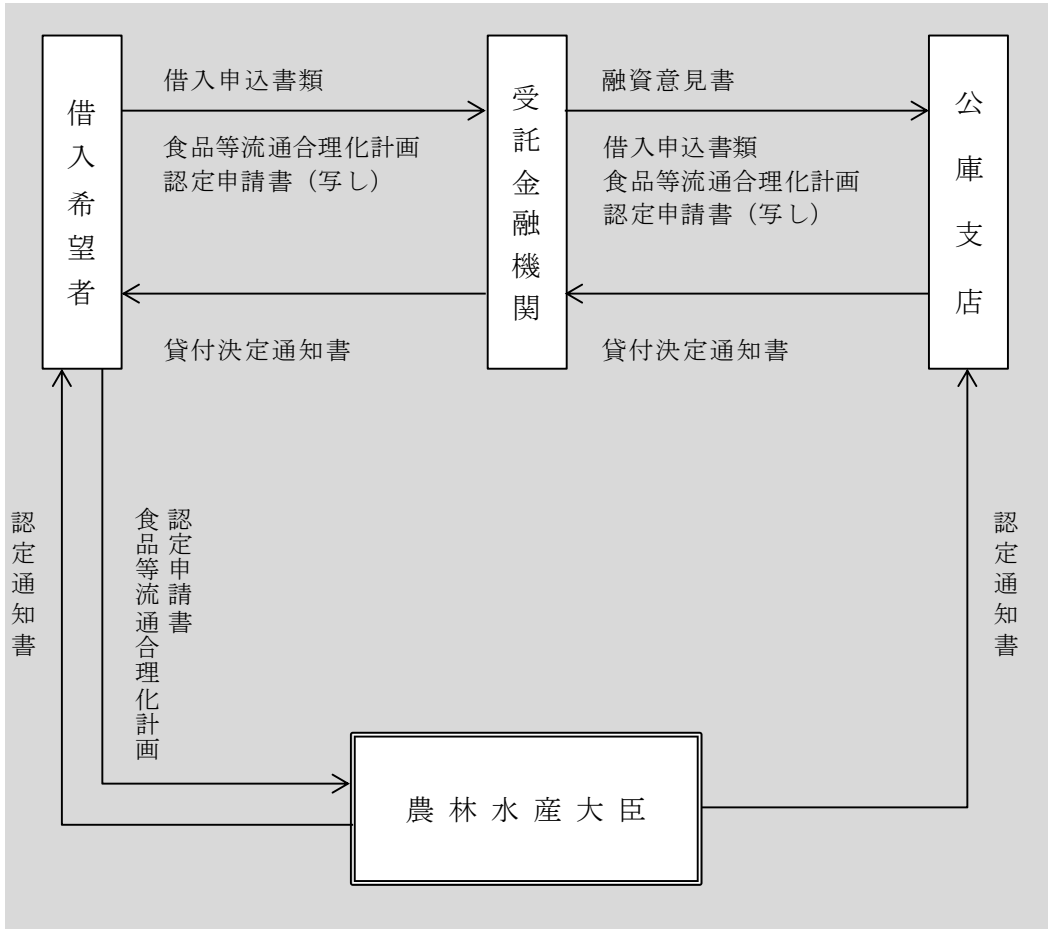
（例）農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10年超25年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（限度額なし）

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みから貸付に至るまでのプロセス



※みどりの食料システム法における食品等流通法の特例を活用する場合は公庫等にご照会ください。

6 特定農産加工資金

1 資金の目的

本資金は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第 65 号）に基づく資金で農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化の影響を被る特定農産加工業を営む者等に対し、新商品・新技術の研究開発又は利用、事業の転換、事業提携に必要な資金を融資することにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的としています。

2 資金の 使い途

次のような事業を行うための、建物の建設、機械の取得に要する費用が融資の対象となります。また、(1)については、特許権等の取得や研究開発に要する費用も融資の対象となります。

(1) 新商品・新技術の研究開発、利用

新しい商品の開発・製造、商品の品質向上・コスト削減のための新しい技術を導入する場合など

(2) 事業の転換

現在行っている特定農産加工業部門の相当部分の廃止・縮小に伴う他の農産加工業部門の導入・拡大等

(3) 事業提携

複数の事業者の生産の共同化、合併等に伴う生産体制の整備等

融資事例

新商品・新技術	かんきつ果汁製造業者が、製品の高品質化を図るため新技術を利用した果汁製造機械を取得
事業の転換	牛肉調製品製造業者が輸入自由化で採算悪化の現業から撤退し、冷凍食品部門の拡充を図るための加工場新設
事業提携	アイスクリーム製造業者が同業者と事業提携し、生産アイテムの分担のための工場を整備

3 借入者の 資格

特定農産加工業又は関連農産加工業を営む者及び特定農産加工業又は関連農産加工業を営む者を構成員とする事業協同組合等であって、経営改善又は事業提携に関する計画について都道府県知事の承認を受けたもの。

◎「特定農産加工業」とは

①かんきつ果汁製造業 ②非かんきつ果汁製造業 ③パインアップル缶詰製造業
④こんにゃく粉製造業 ⑤トマト加工品製造業 ⑥甘しょでん粉製造業 ⑦馬鈴しょでん粉製造業 ⑧米加工品製造業（米穀粉，包装もち，加工米飯，米菓生地，和生菓子（米を原材料とするものに限ります。）） ⑨麦加工品製造業（小麦粉，小麦でん粉，精麦，麦茶，パスタに限ります。） ⑩砂糖製造業 ⑪菓子製造業（チョコレート製造業，キャンデー製造業及びビスケット製造業に限ります。） ⑫乳製品製造業 ⑬牛肉調製品製造業 ⑭豚肉調製品製造業

◎「関連農産加工業」とは

⑮果実加工食品製造業（①、②及び③を除きます。）⑯こんにゃく製品製造業 ⑰甘しょ加工食品製造業 ⑱馬鈴しょ加工食品製造業 ⑲米菓製造業 ⑳みそ製造業（米又は麦を原材料として使用しているものに限り、）㉑しょうゆ製造業 ㉒めん製造業（小麦粉を原材料として使用しているものに限り、パスタ製造業を除きます。）㉓パン製造業 ㉔せんべい製造業（小麦粉を原材料として使用しているものに限り、）㉕冷凍冷蔵食品製造業（生乳又は乳製品を原材料として使用しているものに限り、㉒を除きます。）㉖食肉調製品製造業（㉓及び㉔を除きます。）

※中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。
なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

（例） 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000万円以下 又は 50人以下	
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下	
卸売業	1億円以下 又は 100人以下	
その他の業種	3億円以下 又は 300人以下	

4 貸付条件

償還期限 （据置期間を含みます。）	据置期間	貸付限度額
10年超 25年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 留意事項

計画の承認

都道府県知事は、次の各号に適合するものと認めたときに承認を行います。

- (1) 当該計画に係る特定農産加工業者等が、自由化その他農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により影響を受けており、当該計画が、その影響に対処し新たな経済的環境に円滑に適応するための措置として、以下の①～③を満たしたものであること。
 - ① 当該計画の作成者の経営力、技術力等から判断して有効かつ適切なものであって、計画の達成される見込みが確実であること。
 - ② 地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。
 - ③ 経営改善計画にあっては、当該計画が経営改善措置の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標として年平均1%を上回る率を定めるものであること。

- と。
- (2) 地域農業の現状，今後の見通し等からみて，地域農業の健全な発展に資するものであり，国，都道府県の生産対策等と調和のとれたものであること。
 - (3) 必要な資金の額が当該計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され，かつ，資金調達力から判断してその調達が確実なものであること。

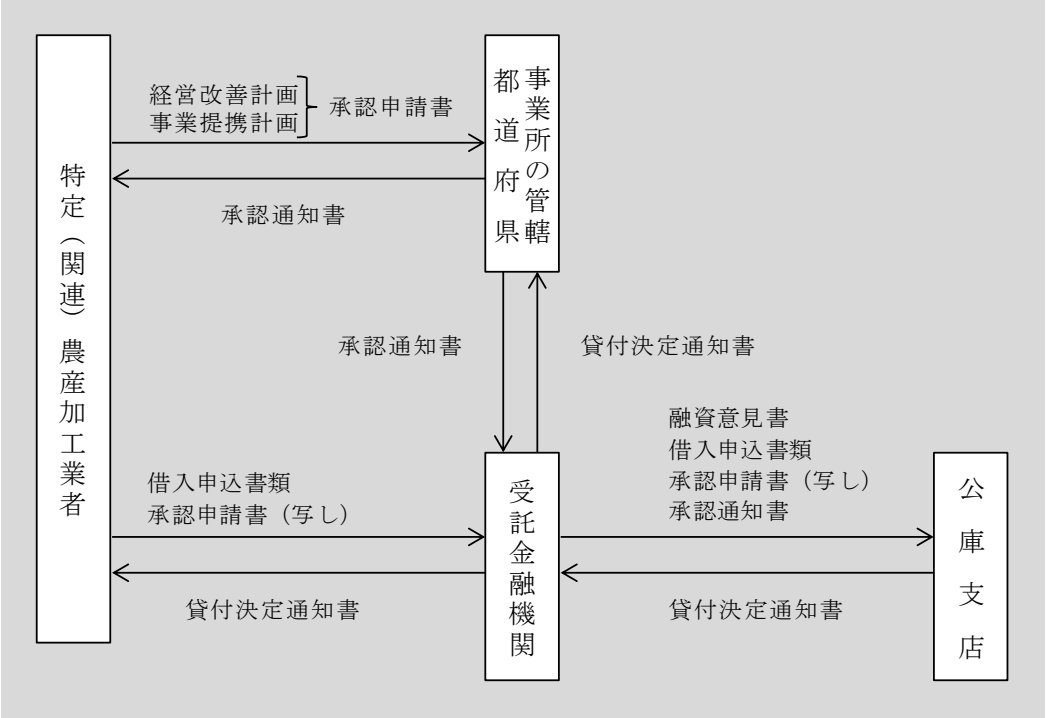
税制上の特例措置

本制度では所要の税務手続きを行うと，税制上の特例措置が受けられます。

項 目	内 容
事業所税の 1 / 4 控除	事業所税について，資産割が 1 / 4 控除（経営改善計画の場合に限ります。）

※地方税法附則第 33 条第 5 項

6 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



7 農業競争力強化支援資金

- 1 資金の目的 本資金は、農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく制度資金で、農業生産に関連する事業の再編を促進することにより良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図り、もって農業及び農業生産に関連する事業の健全な発展に寄与することを目的としています。
- 2 資金の
使い途 農業競争力強化支援法（以下、「法」といいます。）に規定する認定事業再編計画に基づいて行う事業再編の実施に必要な事業であって次に掲げるものが対象となります。
- (1) 施設の改良，造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
 - (2) 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資
- 3 借入者の
資格 次に掲げる事業を行う者であって、認定事業再編計画に基づいて事業再編を実施する者
- (1) 飲食料品（花きを含みます。以下本資金において同じ。）の卸売事業
 - (2) 飲食料品の小売事業
 - (3) 飲食料品の製造事業
 - (4) 配合飼料製造事業
- ※中小企業者に限ります。
- 中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。
- ただし、公庫法第 2 条第 3 項に列举されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。
- (例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）
- | 判断項目
主たる業種 | 資本金 | 従業員 |
|---------------|-----------------------|-----|
| 小売業・飲食店 | 5,000 万円以下 又は 50 人以下 | |
| サービス業 | 5,000 万円以下 又は 100 人以下 | |
| 卸売業 | 1 億円以下 又は 100 人以下 | |
| その他の業種 | 3 億円以下 又は 300 人以下 | |
- 4 貸付条件
- | 償還期限
(据置期間を含みます。) | 据置期間 | 貸付限度額 |
|----------------------|-------|------------------------------|
| 10 年超 20 年以内 | 3 年以内 | 貸付けを受ける者の負担する額の
80%に相当する額 |

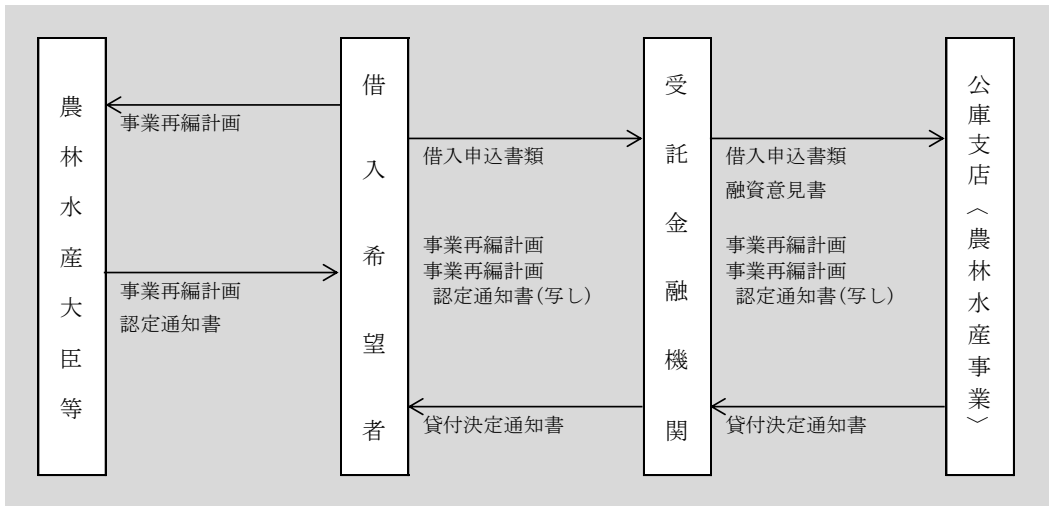
※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 その他

農林水産大臣等は、事業再編が次の各号に該当すると認めたときに計画の認定を行います。

- (1) 農林水産大臣等が定める事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針に照らし適切なものであること。
- (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること。
- (3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- (4) 従業員の状態を不当に害するものでないこと。
- (5) 国内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業再編促進対象事業者とその行う事業再編促進対象事業と同一の事業分野に属する事業再編促進対象事業を行う他の事業再編促進対象事業者との間の適正な競争を阻害するものでないこと。
- (6) 一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するものでないこと。

6 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



8 食品安定供給施設整備資金

- 1 資金の目的 本資金は、食品又は飼料の製造、加工又は流通の事業を営む者が実施する食料の安定供給の確保に資する事業に対し支援することを目的としています。
- 2 資金の
使い途
- (1)再資源化対策 動植物性残さ（食品の製造又は加工の事業に伴って生じたものに限ります。）を原料又は材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵又は回収のための施設及び関連施設の改良、造成又は取得
ただし、施設の改良、造成又は取得に係る対象施設は、十分な公害防止対策が講じられているものに限ります。
- (2)食品流通対策 食品の流通機能の高度化又は食品の流通における高度な品質管理を行う事業（食品の製造又は加工に関するものに限ります。）に必要な施設の改良、造成又は取得
（注）「食品の流通機能の高度化又は食品流通における高度な品質管理を行う事業」に必要な施設とは、原料、材料又は製品の集配、保管、分荷、包装、ピッキング、処理加工（温度管理を伴うもの）、集中調理、生体活性保持又は輸送等に必要な施設。
- (3)新規事業育成 食品の製造又は加工の分野において実施される新規事業で次に掲げるもの
① 高度かつ独自の技術により表1の「アからエ」の全てを満たしている者（満たすことが見込まれる者を含みます。）が表2の「ア又はイ」に該当する事業を実施するための企業化開発段階以降の技術開発に係る施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
② 高度かつ独自の技術により市場で独自の地位を確立している者であって、表1の「アからウ」の全てを満たす者が当該高度かつ独自の技術に関連する技術分野において行う企業化開発段階以降の技術開発に係る施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

表1

ア	高度性：当該技術が特許又は実用新案に相当する程度の高度性を有すること
イ	独自性：当該技術を生かした製品又は役務が市場において独自のものと評価を得ていること
ウ	積極性：同業他社と比較して技術・研究者のウエイトが高い又は売上高に占める研究開発費のウエイトが高いこと
エ	専門性：当該技術が企業の事業活動の広範囲に波及していること

表2

ア	新商品の生産又は新たな役務の提供を行う事業
イ	生産コストの大幅な引下げ・性能の著しい向上若しくは役務の価格の著しい低下・質の著しい向上等に資する製法、製品又は役務の提供方法に新規性が認められる事業

(4) 米穀新用途利
用促進

米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する認定計画に基づいて行う次に掲げる事業

- ① 食品又は飼料の原材料として利用する米穀の配送，受入，保管若しくは供給に必要な施設の改良，造成又は取得
- ② 米穀を原材料として利用する食品（米穀を原材料とする飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原材料として利用する食品を含みます。）又は飼料の製造，加工若しくは流通に必要となる施設の改良，造成又は取得
- ③ 米穀を原材料として利用する食品（米穀を原材料とする飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原材料として利用する食品を含みます。）又は飼料の需要の拡大に資する企業化開発段階以降の高度な新技術の研究開発又は高度な新技術の利用を伴う新商品の開発に必要な施設の改良，造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- ④ ①又は②に掲げる施設の改良，造成又は取得に関連して必要となる費用の支出

3 借入者の
資格

食品又は飼料の製造，加工又は流通の事業を営む者及びこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品若しくは飼料の製造，加工若しくは流通の事業の振興を目的とするものを含みます。）

ただし，資金の使い途(1)の事業にあつては，食品の製造又は加工の事業を営む者（注）に限ります。また，資金の使い途(2)及び(3)の事業にあつては，食品の製造又は加工の事業を営む者（注）であつて，国産農林畜水産物の年間取引額が 3,000 万円以上であつて，1 年以上の安定的な取引が見込まれる者に限ります。

（注）今回新たに食品の製造又は加工の事業を開始する者のほか，外食業者も対象になる場合もあります。

※中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合，従業員の条件のみ）です。
なお，協同組合等は，以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし，公庫法第 2 条第 3 号に列挙されていない者（以下，例示）は，規模に関わらず中小企業者に該当しませぬ。

（例） 農事組合法人，社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。），有限責任事業組合（LLP）

判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000 万円以下 又は 50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下	
卸売業	1 億円以下 又は 100 人以下	
その他の業種	3 億円以下 又は 300 人以下	

4 貸付条件

資金の使い途	償還期限 (据置期間を 含みます。)	据置期間	貸付限度額 (貸付けを受ける者 の負担する額に対す る融資率) (注)
(1) 再資源化対策	10 年超 15 年以内	3 年以内	40%
(2) 食品流通対策			
(3) 新規事業育成			
(4) 米穀新用途利用促進			80%

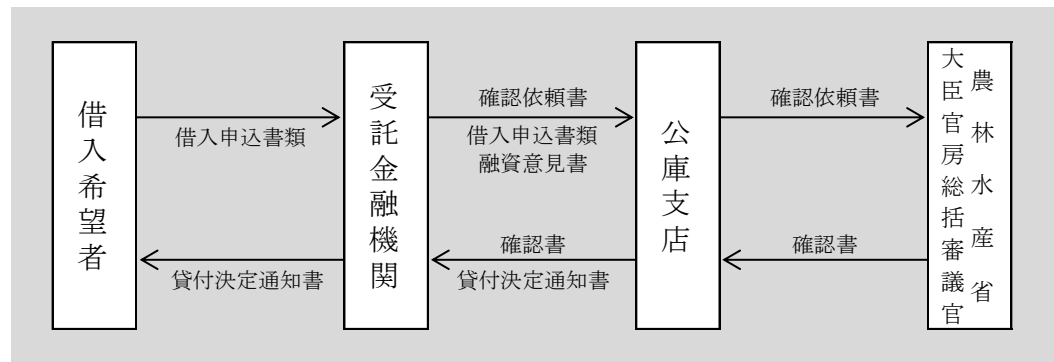
※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 貸付限度額について

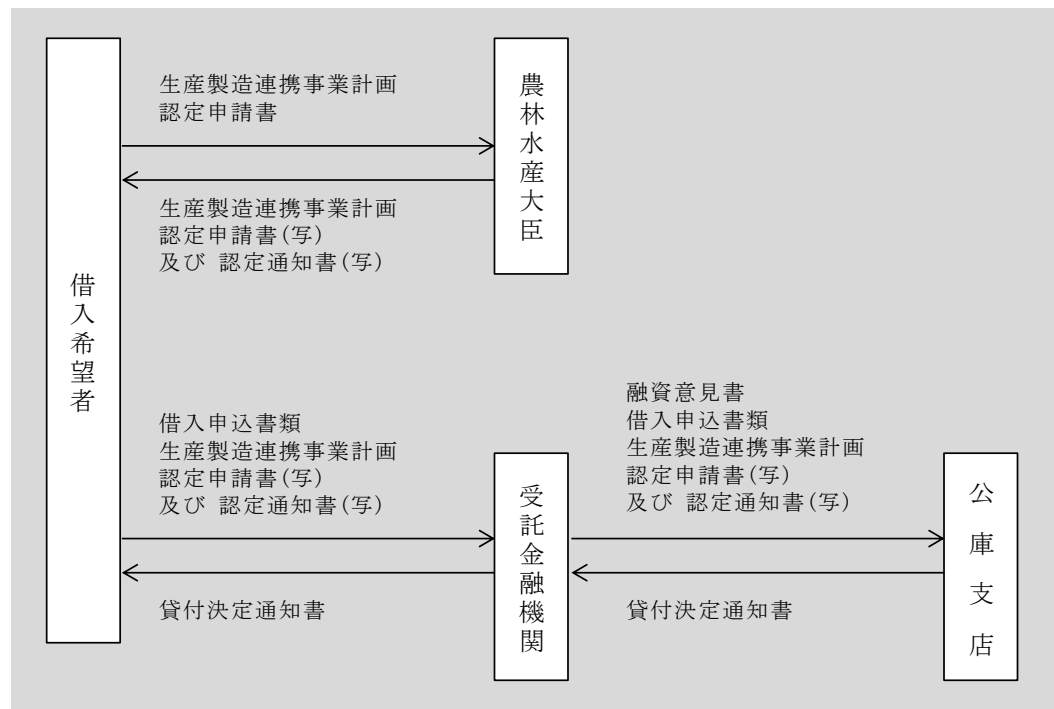
(1), (2)の資金について、北海道・東北地方（新潟県を含みます。）で実施される事業で通常の融資率では資金調達に支障を生じる場合には、特例融資率（70%以内）を利用できる場合があります。

5 借入申込み
から貸付けに
至るまでのプ
ロセス

再資源化対策，食品流通対策，新規事業育成



米穀新用途利用促進



9 新規用途事業等資金

1 資金の目的

本資金は、生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められる農林畜水産物を原材料として使用する製造又は加工の事業を営む者に対し、新規の用途の企業化・実用化及び加工原材料用の新品種を使った製品生産の企業化・実用化に必要な資金を融資することにより、国産農林畜水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図り、もって農林漁業の生産力の維持増進を図ることを目的としています。

2 資金の
使い途

次に掲げる事業に必要な施設の改良・造成・取得、特許権等の取得、技術導入費等

- ① 新規の用途の採用
特定農林畜水産物の「新規の用途」を企業化・実用化する事業
- ② 新品種の採用
加工原材料用の「新品種」を使った製品生産を企業化・実用化する事業

融資事例

新規の用途の採用	原料に米麴を使用した漬物用調味料を製造するための生産ライン
新品種の採用	1年前に登録された酒米（新品種）を使った清酒を生産するための醸造施設

3 借入者の
資格

特定農林畜水産物を原材料として使用する食品製造業者等であって、新規用途事業等に関する計画が適当であると農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が認定したもの。

○特定農林畜水産物とは
・農産物：米，麦，うんしゅうみかん，うんしゅうみかん以外のかんきつ類，りんご，てん菜，さとうきび，こんにゃく芋，かんしょ，ばれいしょ，アスパラガス，スイートコーン
・林産物：間伐材（すぎ，ひのき，まつ），しいたけ
・畜産物：生乳，豚肉，鶏肉，鶏卵
・水産物：しろぎけ，かつお，いか
（注）麦は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律113号）に基づく政府の売渡しに係るものを除きます。

※中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。

なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

（例） 農事組合法人，社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。），有限責任事業組合（LLP）

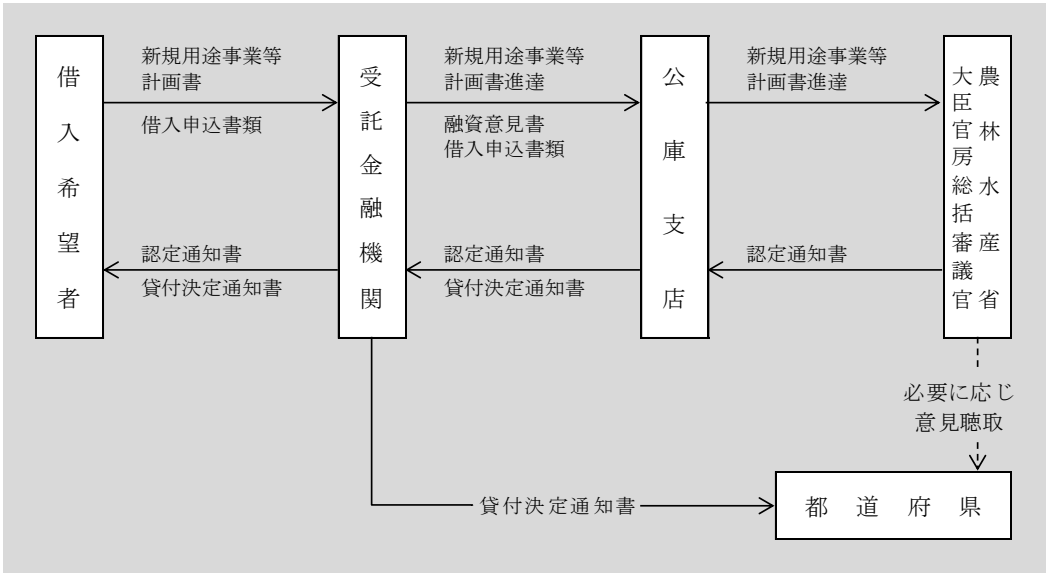
判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000 万円以下 又は 50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下	
卸売業	1 億円以下 又は 100 人以下	
その他の業種	3 億円以下 又は 300 人以下	

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10 年超 15 年以内	3 年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込み
から貸付けに
至るまでのプ
ロセス



10 農林水産物・食品輸出基盤強化資金

1 資金の目的

本資金は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく認定を受けた輸出事業計画（以下「認定輸出事業計画」といいます。）に従って行う農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業を実施するために必要な資金を融資することにより、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図り、もって農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的としています。

2 資金の
使い途

- (1) 認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
- ①施設の改良，造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
 - ②他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資
 - ③販売促進費，調査費，研究開発費その他の費用の支出
- (2) 外国関係法人等と共同して、認定輸出事業計画に従って実施する事業であって、当該外国関係法人等が必要とする（1）の①から③に掲げるものの実施に必要な資金

(注) 「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含みます。以下「外国法人等」といいます。）であって、認定輸出事業計画に従って輸出事業を実施する者（以下「認定輸出事業者」といいます。）がその経営を実質的に支配していると認められるものとして次に掲げるいずれかに該当する関係を持つものを行います。

経営を実質的に 支配している者 (A)	株式等の総数又は総額に おける(A)の保有割合等	役員等の総数における (A)の役員等又は従業員の 占める割合
認定輸出事業者	50%以上	(条件なし)
	40%以上50%未満	50%以上
	20%以上40%未満 かつ筆頭株主	
子会社等単独又は認定輸出 事業者と子会社等	50%以上	(条件なし)
	40%以上50%未満	50%以上
	20%以上40%未満 かつ筆頭株主	

なお、上記における用語の定義は次に掲げるところによります。

- ①「株式等」とは、外国法人等の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するものをいいます。
- ②「役員等」とは、外国法人等の役員その他これに相当する者をいいます。
- ③「子会社等」とは、認定輸出事業者の子会社又は外国子会社（認定輸出事業者がその経営を実質的に支配している場合における外国法人等）をいいます。また、「子会社」とは、認定輸出事業者が次に掲げるいずれかに該当する関係を持つものをいいます。

親会社 (B)	株式の総数若しくは出資 口数の総数又は出資価額 の総額における(B)の保有 割合等	役員の総数における (B)の役員又は従業員の 占める割合
認定輸出事業者	50%以上	(条件なし)
	40%以上50%未満	50%以上
	20%以上40%未満 かつ筆頭株主	

3 借入者の 資格

認定輸出事業者

(農林漁業者、中小企業者（食品等製造事業者、食品等流通事業者 等）)

(注) 農林漁業者以外に対するものについては、その行う事業が農林漁業者等との取引の安定に資すると認められるものであって、認定輸出事業計画に次の事項が明記されている場合に限りします。

- 1 海外の消費者の食品等に対する需要等の情報が認定輸出事業者から適確に農林漁業者等に提供されること。
- 2 認定輸出事業者と農林漁業者等との取引における、契約の期間、取引量、取引価格又は価格の基準、輸出ができない場合の取扱い。
- 3 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組が農林水産業の成長発展に資するものであること。

※中小企業者の要件

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。
なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000 万円以下 又は 50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下	
卸売業	1 億円以下 又は 100 人以下	
その他の業種	3 億円以下 又は 300 人以下	

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10 年超 25 年以内 ※農林漁業者等は 25 年以内	3 年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額

- ※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。
- ※ 設備資金と長期運転資金では金利水準が異なります。

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス

